

Title	〔商法五八九〕特例有限会社の相続人等に対する株式売渡請求と株主総会特別決議の決議要件(鳥取地裁平成二九年九月一五日判決)
Sub Title	
Author	久保田, 安彦(Kubota, Yasuhiko) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.9 (2018. 9) ,p.107- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180928-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五八九〕

特例有限会社に対する株式売渡請求と株主 総会特別決議の決議要件

鳥取地裁平成二九年九月一五日判決
平成二八年(ワ)第一九〇号、平成二九年(ワ)第三四号、平成二九年(ワ)第三五号
株主総会決議取消請求事件
金融・商事判例一五二八号三七頁

〔判示事項〕

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という。)一四条三項の「総株主」「当該株主」には、当該決議との関係で議決権行使を制限された株主が含まれる。

〔参照条文〕

会社法一七五条、二九七条、三〇三条、三〇九条、八三一条、整備法一四条。

〔事実〕

Y社(被告)は、自動車登録番号標及車輛番号標の製作、

販売等を目的とする特例有限会社である。Y社の定款には、会社法一七四条に基づき、Y社株式の相続人その他の一般承継人に対し、当該株式をY社に売り渡すことを請求できる旨の定めが置かれている一方、株主総会の特別決議の決議要件についての定めは置かれていなかった。

Y社の発行済株式総数は六〇〇〇株である(議決権制限株式、自己株式および相互保有株式は存在しない)。そのうち一八〇〇株は、もともとY社の代表取締役であった故Aが保有していた株式であったが、平成二八年四月一九日にAが死亡した後、その相続人であるX₁(原告)ら四名

(いずれも従前からのY社株主)が準共有することになった(以下、その四名を総称して「A相続人」という)。

Y社は、A相続人に対し、その有する準共有株式一八〇株をY社に売り渡すよう請求するため、平成二八年一月一九日に株主総会(以下、「本件総会」という)を開催し、当該売渡請求を行うことを出席株主の全員一致によって決議した(以下、「本件決議」という)。本件総会当時のY社の株主構成をみると、A相続人(四名)が保有する準共有株式が一八〇株、A相続人がもともと保有していた株式が計一六八〇株(うちX₁が有するのは九九〇株)、Z(補助参加人)などA相続人以外の株主(計五名)の保有株式が計二五二〇株であった。本件総会に参加したのは、そのうちA相続人を除く株主(五名、二五二〇株)である。A相続人が参加しなかったのは、会社法一七五条二項本文により、相続人等に対する株式売渡請求を決定する株主総会決議につき、当該相続人等は議決権を行使できないとされているからであった。なお、本件総会当時のY社の取締役は、ZとBの二名であり、Bは同年六月八日、裁判所によって仮代表取締役選任された弁護士であった。

その後、Y社は本件決議に基づく株式売渡請求をしないまま、平成二九年一月二九日に株主総会を開催して、新た

に取締役X₁、X₂(原告)およびCを選任し、同日、X₁がY社の代表取締役に就任した。これに伴い、Bは仮代表取締役としての地位を喪失した。

X₁はY社の株主および取締役として、X₂はY社の取締役として、本件決議の取消しを求める訴えを提起した。X₁らの主張は、相続人等に対する株式売渡請求を決定するためには株主総会の特別決議を要するところ、本件決議は、特例有限会社の特別決議について整備法一四条三項が定める「総株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあつては、その割合以上)であつて、当該株主の議決権の四分の三」という決議要件を満たしていないため、会社法八三一条一項一号所定の決議取消事由が認められるというものであった。これに対し、Y社およびZは、整備法一四条三項がいう「総株主」「当該株主」には、当該株主総会決議について議決権を行使できない株主(本件ではA相続人)は含まれないから、本件決議は同項所定の決議要件を満たしていると主張するとともに、X₁は本件決議について議決権を行使することができないから、本件決議の取消訴訟の原告適格も有しないと主張した。

〔判旨〕

一 Xの原告適格について

「Xは、Y社の株主であるから、Y社の株主としての地位に基づき提起した株主総会決議取消しの訴え……について、原告適格を有するものと認められる（会社法八三一条一項）。

これに対し、Y社は、株主が株主総会決議取消の訴えの原告となるためには、同訴えの対象となる決議に関し、当該株主が議決権を行使できなければならずと主張するが、法的根拠を伴わない独自の見解であって、理由がない。」

二 整備法一四条三項の「総株主」「当該株主」の意義について

「会社法の規定上、総株主の議決権に、当該議案との関係で議決権を行使することができない株主が有する議決権を算入しない場合には、その旨を明文で定めている。

……また、特例有限会社ではない株式会社における株式売渡し請求をするための特別決議の決議要件について、会社法三〇九条二項柱書は、『当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以

上）を有する株主が出席し』と規定し、当該決議との関係で議決権を行使することができない株主の議決権を算入しないことを明らかにしている。

しかしながら、同項の『当該株主総会において議決権を行使することができる株主』という文言について、整備法一四条三項は、これを『総株主』と読み替えると規定している。

……さらに、旧有限会社法四八条二項は、有限会社における持分の売渡し請求をするための特別決議の決議要件について、『議決権ヲ行使スルコトヲ得サル社員』は総社員に算入せず、『其ノ行使スルコトヲ得サル議決権』は総社員の議決権の数に算入しない旨規定していたが、整備法は、これを引き継いでいない。

……上記……のような会社法及び整備法の規定より及び改正経過を踏まえれば、整備法一四条三項にある『総株主』について、当該決議との関係で議決権行使を制限された株主が含まれるものとして規定されていることが明らかである。」

「Y社及びZは、総株主の議決権に当該決議との関係で議決権を行使することができない株主の有する議決権が含まれると解すると、特例有限会社において当該決議との関

係で議決権を行使することができない株主の有する議決権数が四分の一を超えると整備法一四三条三項の決議が成立する可能性が全くなり不都合であると主張する。

しかしながら、相続人等に対する株式売渡し請求の制度は、売渡し請求をする会社側と相手方となる相続人等側との間に利害関係が対立する状況で行使されたり、その行使をめぐって会社内で内紛が起きたりすること等が本来的に想定できるもので、当該制度について、特例有限会社において株式会社と異なる制限が事実上認められたとしても、そうした事態を許容するかどうかはあくまで立法政策に関することであるというほかない。

よって、Y社及びZの上記主張は理由がない。」

「したがって、本件決議は、総株主（当該株主）の議決権の数六〇〇〇個のうち、本件決議に賛成した議決権数は二五二〇個にとどまるから、『当該株主の議決権の四分の三以上に当たる多数』という特別決議の成立要件（多数決要件）を満たさないことが明らかである。」

〔研究〕

一 本件の争点は、第一に、Xは本件決議の取消訴訟の原告適格を有するか、第二に、本件決議は、特例有限会社で

あるY社の株主総会特別決議の決議要件を満たすかである。第一の点については、会社法一七五條二項本文に基づき、Xは本件決議について議決権を行使できないところ（会社一七五條二項本文）、そのように株主総会決議との関係で議決権行使を制限される株主が、当該決議の取消訴訟の原告適格を有するかが問題とされた。また、第二の点については、整備法一四三条三項が特例有限会社の株主総会特別決議の決議要件について「総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」であって、当該株主の議決権の四分の三」と規定しているところ、そこでいう「総株主」「当該株主」に、Xのように当該決議との関係で議決権行使を制限される株主は含まれるかが問題とされた。

第一の点について、XはY社の株主としてだけではなく、取締役としても本件訴えを提起しているところ、取締役が原告適格を有するのは明らかであるから、本来は争点にする必要がないものであった。その意味で、本判決の判示は傍論として位置づけられるが（弥永真生「本件判批」ジュリスト一五一五号（二〇一八年）二頁、福島洋尚「本件判批」私法判例リマックス五七号（二〇一八年）一〇一頁）、後で触れるように、多数説は議決権を行使できない株主の

原告適格を否定してきたのに対し、本判決はそれを肯定する判示をしている点で注目される。

本判決は、第二の点についても、整備法一四三条三項にいう「総株主」「当該株主」に議決権行使を制限される株主が含まれるとして、肯定的に解する立場を明らかにした。公刊された裁判例の中に、この点についての判断を示した裁判例は見当たらないから、その意味でも、本判決は注目に値するであろう。

なお、相続人等に対する株式売渡請求の制度は、譲渡制限株式の相続その他の一般承継による取得には会社の承認を要しないために、相続等により会社にとって好ましくない株主が出現する場合がありうることから、それに対処するため、平成一七年会社法制定時に導入されたものである（相澤哲編『Q&A会社法の実務論点20講』（金融財政事情研究会、二〇〇九年）一〇―一二頁）。本判決の先行評釈では、こうした制度趣旨に鑑みて、株式売渡請求の対象になるのは、会社との関係で譲渡承認手続の対象となる譲渡制限株式に限られるとする見解が主張されている（鳥山恭一「本件判批」法学セミナー七五九号（二〇一八年）一二二頁、福島・前掲一〇三頁）。この見解によれば、本件のX₁をはじめとするA相続人はいずれも従前からY社の株主で

あったところ、整備法上、特例有限会社の株主間における譲渡制限株式の譲渡については会社が承認したものとみなす旨の定款規定があるものとみなされるから（整備法九条）、そもそもY社はA相続人に対して株式売渡請求をすることができず、それゆえ、本件決議も無効であることになる。筆者も上記の見解は妥当であると考えているが、X₁らはそのような主張をしておらず、本件の争点となっていないため、本稿ではこれ以上取り上げない。

二 X₁は、一八〇〇株の共同相続株式に係る準共有者（A相続人）のうちの一人というだけでなく、従前からの九九〇株の株主でもある。しかし、X₁は、株式売渡請求の相手方である相続人であるため、会社法一七五条二項本文により、株式売渡請求に係る本件決議について議決権を行使することができなかった。本件では、このようなX₁が本件決議の取消訴訟の原告適格を有するかどうかが争われたところ、本判決は、X₁の原告適格を肯定した。その根拠は必ずしも明らかではないが、本判決は、会社法八三一条一項が「株主」に原告適格を認めており、ここでは議決権を行使できる株主かどうかの問題とされていないことを根拠にしているようにみえる。

株主総会決議について議決権を行使できない株主が当該決議の取消訴訟の原告適格を有するかという問題は、これまで主に、無議決権株式（完全議決権制限株式）、相互保有株式または単元未満株式の株主を想定して論じられてきた。以下では、そうした議論を参照しながら、本判決の当否を検討することにしよう。

無議決権株式等の株主が株主総会決議取消訴訟の原告適格を有するかについては、肯定説と否定説とが対立している。まず肯定説は、その主たる論拠として、判例（大判明治四十二年三月二五日民録一五輯二五〇頁、最判昭和四十二年九月二八日民集二二巻七号一九七〇号）および多数説（大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻（第三版）』（有斐閣、一九九二年）一二〇―一二二頁、江頭憲治郎『株式会社法（第七版）』（有斐閣、二〇一七年）三七〇頁など）は、株主は決議の公正に利害関係を有するために、他の株主に対する招集手続の瑕疵についても決議取消訴訟を提起できると解するところ、無議決権株式等の株主も、同じく公正な決議の成立に利害関係を有していることを述べる（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（5）』（有斐閣、一九八六年）三二九頁「岩原紳作」、洲崎博史「優先株・無議決権株に関する一考察（2）」民商法雑誌九一卷四号五五七頁（一

九八五年）、弥永真生「会社の組織に関する訴えと株主の原告適格」慶應法学二一（二〇〇八年）一九二頁以下など）。こうした論拠は説得的なものであるうえに、本件のような株式売渡請求の相手方である相続人等の場合にも、そのまま当てはまる。

他方、否定説も有力であり、その論拠として、株主総会決議取消訴訟は議決権を有することが前提である権利であるという考え方が述べられている（大隅・今井・前掲二二頁、江頭・前掲三六九頁など）。ただし、否定説が、なぜそのような考え方をとるのかの実質的な理由は必ずしも明らかではない。株主総会決議に参加できない以上、株主総会の手続に異議を挟む権利もないという理由によるものかもしれないが（上柳ほか編・前掲三二九頁「岩原」参照）、上記の肯定説の論拠に鑑みれば、あまり説得的ではないように思われる。あるいは、否定説の論者は、定型的・類型的にみて、たとえ無議決権株式等の株主が公正な決議の成立に利害関係を有しているとしても、その利害関係は薄いものであって、決議取消訴訟の原告適格を認める必要は乏しいと考えているのかもしれない。しかし、こと本件のような株式売渡請求の相手方である相続人等の場合には、定型的・類型的にみて、当該決議の取消訴訟につい

て強い利害関係を有しているといえる。なぜなら、会社が相続人等に対する株式売渡請求をする旨を決定する株主総会決議が行われた場合、当該相続人にとっては、当該決議が取り消されるかどうかによって、会社が自己に有効な株式売渡請求をなしかどうかが変わってくるからである。これらのことを勘案すると、議決権がないという一事をもって、株主総会決議取消訴訟の原告適格を一律に否定するのは妥当でないから、本判決の見解を支持すべきであろう。

三 本件における第二の争点は、特例有限会社の株主総会特別決議の決議要件について、整備法一四条三項が「総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の四分の三」とすることを規定しているところ、そこである「総株主」「当該株主」に、会社法上、当該決議（当該議案）との関係で議決権が排除される株主が含まれるか否かである。仮にこれを積極的に解すれば、特別決議を成立させるためには、A相続人の保有株式である三四八〇株（もともとA相続人が保有していた株式一六八〇株および共同相続に係る準共有株式一八〇〇株）も含めた、発行済株式総数六〇〇〇株の四分の三による賛成の議決権行使が必要

になるところ、本件では、A相続人以外の株主（Zら）のみがその保有株式二五二〇株につき議決権行使（いずれも賛成の議決権行使）をしているにすぎないため、本件決議は特別決議の決議要件を満たしていないことになる。

本判決は、この問題について、整備法一四条三項にいう「総株主」「当該株主」には、会社法上、当該決議との関係で議決権の行使が制限される株主が含まれるとする解釈（以下、「積極説」という）を示すとともに、そうした積極説の根拠を同項の規定文言に求めている。たしかに、本判決が述べるとおり、会社法の規定をみると、「総株主の議決権」に当該決議との関係で議決権を行使できない株主が有する議決権を算入しない場合には、その旨を明文で定めているところ、整備法一四条三項はかかる旨を定めていないから、かかる同項の文言に鑑みれば、積極説のように解するのが素直である（弥永・前掲三頁は積極説に異論をさしはさむ余地はないとする）。この点に関連して、平成一七年制定会社法の立案担当者の解説でも、積極説が示されている（郡谷大輔編著『中小会社・有限会社の新・会社法』（商事法務、二〇〇六年）一八八頁）。また、会社法三〇九条四項は整備法一四条三項と同様の文言を用いているところ、会社法三〇九条四項についても、その規定文言を

理由に、「総株主」には議決権を行使できない株主も含まれるとする解釈が有力である(岩原紳作編『会社法コンメンタール(7)』(商事法務、二〇一三年) 一六三頁[松尾健二])。

しかも、整備法制定以前において、有限会社の特別決議の決議要件を定める旧有限会社法四八条二項は、「議決権ヲ行使スルコトヲ得サル社員」は総社員に算入せず、「其ノ行使スルコトヲ得サル議決権」は総社員の議決権の数に算入しない旨を明文で規定していた。ところが、理由は明らかでないものの、整備法はかかる旧有限会社法四八条二項の規定内容を引き継がなかったのであるから、本判決が判示するように、そのことも積極説を支える論拠となる(福島・前掲一〇二頁は、こうした立法の経緯に鑑みれば、整備法一四三条三項の要件の中に旧有限会社法四八条二項の内容を読み込むことは困難であろうとする。反対、鳥山・前掲二二頁)。

このように本判決は、積極説の論拠として、規定の文言や立法の経緯という形式的な理由を挙げるにとどまり、実質的な論拠は述べていないのであるが、そうした立論にもやむを得ない面がある。なぜなら、株主総会の特別決議が要求される場面は多岐にわたるところ、それらの場面ごと

に、積極説が実質的にみても妥当かどうかは変わってくるからである。とはいえ、形式的な理由付けだけだと説得力に欠けるという批判はありうるから、以下では、ごく限られた場面ではあるが、本件で問題となった、相続人等に対する株式売渡請求の場面を取り上げて、積極説の実質的な妥当性を検討することにしよう。

四 先に触れたように、相続人等に対する株式売渡請求の制度は、譲渡制限株式が相続その他の一般承継によって取得され、会社にとって好ましくない株主が出現することを防止するため、平成一七年会社法制定時に導入されたものである。同制度の下で、会社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継によって譲渡制限株式を取得した相続人等に対し、当該株式の売渡を請求することができる(会社一七四条)。かかる請求を行うためには、株主総会の特別決議による決定が必要であるところ(会社一七五条一項・三〇九条二項三号)、当該株主総会決議について、株式売渡請求の対象である相続人等は議決権を行使できないとされている(会社一七五条二項本文)。こうした相続人等の議決権排除の趣旨は、大株主である相続人等が同制度を利用して、他の株主を出し抜くかたちで投下資本の回収

を図ることを防止することにあるといわれる（山下友信編『会社法コンメンタール（4）』（商事法務、二〇〇九年）一二五頁「伊藤雄司」）。また、株主総会決議が、相続人等が会社にとって好ましい者であるかを既存株主が審査するものであるという実質を有することからも、議決権行使の排除は正当化されうるといふ指摘もある（山下編・前掲一二五頁「伊藤」）。

それでは、会社が相続人等に対する株式売渡請求を行うことを決定する場合（会社一七五条二項）において、本判決のように、整備法一四条三項にいう「総株主」「当該株主」に、会社法上、当該決議（当該議案）との関係で議決権を行使できない株主が含まれると解すること（積極説）に実質的妥当性は備わっているであろうか。この問題について、相続人等に対する株式売渡請求制度の趣旨に鑑みると、積極説は望ましくないという見方もありうる。というのも、積極説の立場だと、相続人等が保有する株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合には、たとえ他の株主が一致して、当該相続人等は会社にとって好ましくない株主であると考えるときでも、株主総会の特別決議（「総株主」の四分の三の賛成を要する）は成立せず、会社が株式売渡請求を行い得ないために、その限りで、本制度の趣

旨が全うされないことになるからである。本件のY社が主張したのもそのことであつた。

ただし反面で、積極説には以下のような効用が認められる。すなわち、相続人等に対する株式売渡請求の制度は、相続人等が会社にとって好ましくない株主であるという理由からではなく、むしろ他の株主の支配目的を実現するために用いられる場合もありうる。とりわけ問題なのは、相続人等が取得した株式が支配株式である場合において、他の株主が会社支配権を奪取するために、同制度が利用される危険があることであろう（岩原紳作「自己株式取得、株式の併合、単元株、募集新株等」ジュリスト一二九五号（二〇〇五年）四一頁、平野敦士「会社法施行で注意したい相続人等への株式の売渡しの請求の問題点」税務弘報五四巻四号（二〇〇六年）五〇頁、山下編・前掲一二六頁「伊藤」、福島・前掲一〇三頁参照）。こうした問題は、本判決が示した積極説に立つことによって大きく緩和される。なぜなら、先に触れたように、積極説によれば、相続人等が取得した株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合には、会社が株式売渡請求を行い得ないために、上記のような支配権奪取の危険も排除されるからである。

制度の濫用的な利用に対して、相続人等が事前または事

後に対抗措置を講じることができるのであれば、上記のように積極説によって問題に対処する必要は薄くなる。しかし、そうした対抗措置を講じることが、現実には必ずしも容易ではない。つまり、仮に裁判所が、会社にとって好ましくない株主ではないのに株式売渡請求をするのを株主総会の決議で決定したと客観的に判断できるのであれば、当該決議は著しく不当な決議（会社八三一条一項三号）として取消しの対象になると解される。また、取締役がそのような決定をするための株主総会を招集しようとする場合には、相続人等は、取締役の違法行為差止請求権を被保全権利として、株主総会開催および決議禁止の仮処分の申立てをすることが許されると解される（平野・前掲五〇―五一頁参照）。しかし、そもその問題は、裁判所が、好ましくない株主ではないのに株式売渡請求をするのを株主総会の決議で決定したか（決定しようとしているか）どうかを客観的に判断できるか否かである。實際上そのような客観的判断は困難であるから、裁判所としては、特別な事情がない限り、株主総会決議による決定を尊重する他ないであろう。この点に関連して、相続人等が取得した株式が支配株式である場合において、当該株式の売渡請求を決定する株主総会決議は、常に、著しく不当な決議に該当する

と解することも考えられないが、そうした解釈は必ずしも妥当でないように思われる。というのも、相続人等が取得した株式が支配株式である場合にも、本当に当該相続人等が会社にとって好ましくない株主である場合はありうるからである（通常の株式会社の場合に関して、同制度はそのような場合がありうることを前提にしていると理解されることにつき、山下編・前掲一二六頁「伊藤」参照）。このように考えると、相続人等に対する株式売渡請求制度の濫用的な利用に対し、相続人側が事前または事後に対抗措置を講じることが、通常は難しいといわざるを得ない。

結局のところ、本判決が示した積極説には、相続人等が取得した株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合において、当該相続人等が会社にとって好ましくない株主であるときに本制度の趣旨が全うされないというデメリットがある一方、当該相続人等が会社にとって好ましくない株主でないときに、本制度の濫用的な利用を防止するというメリットがある。そうすると、ここで問われるべきは、そうしたデメリットとメリットのいずれを重視すべきかである。この点について、第一に考えられるのは、以下のアプローチである。すなわち、制度の濫用は、積極説を採用しなくても、各会社において、支配株主以外の株主が保有す

る株式を議決権制限株式にするなどの事前の工夫（平野・前掲五二頁参照）を講じることによって防ぐことも不可能ではないから、積極説のメリットはそう大きなものではない。他方で、積極説を採用すると、相続人等が取得した株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合において、当該相続人等が会社にとって好ましくない株主であるときに、デメリットは大きい。それゆえ、デメリットを重視して、積極説を排斥すべきである、というものである。

これに対し、第二に、以下のようなアプローチによって積極説を正当化することも考えられる。すなわち、本制度を導入した会社のすべてが本制度の濫用的な利用を望んでいないことは明らかであろう。他方で、相続人等が取得した株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合（とりわけ当該株式が支配株式である場合）において、当該相続人等が会社にとって好ましくない株主であるときに当該相続人等を会社から排除することまで期待して、本制度を導入する会社は比較的少ないと推測される。このことは、積極説を採用したときに、そのメリットによる利益を享受する会社の方が、デメリットによる不利益を被りうる会社よりも多いであろうことを意味する。

いずれのアプローチによるべきかは悩ましいところであるが、筆者としては、相続人等に対する株式売渡請求制度を用いるのは閉鎖会社であるところ、閉鎖会社のうち、本制度の濫用的利用を防止するための事前の工夫を講じている（講じることのできる）会社は多くはないのではないかと推測されるため、濫用の危険に対処することの価値を重視すべきであると考えられることをも勘案して、第二のアプローチを支持したい。そうだとすると、こと相続人等に対する株式売渡請求の場面に關する限り、本判決が積極説に立ったことは、実質的にみても妥当であると評価しうる。

五 本決定によれば、特例有限会社の株主総会の特別決議の要件を定める整備法一四三条三項にいう「総株主」には、当該決議との関係で議決権を有しない株主がすべて含まれる。そうした議決権を有しない株主としては、株式売渡請求の相手方である相続人等のほか、①会社による譲渡制限株式の買取りを決定する株主総会決議における譲渡等承認請求者である株主（会社一四〇条三項）、②特定の株主との合意による自己株式取得を決定する株主総会決議における当該特定の株主（会社一六〇条四項）、さらに、③議決権制限株式の株主、④相互保有株式の株主、⑤単元未満株

式の株主なども該当しうる。それらの株主のすべてについて、本判決が示した積極説が実質的な妥当性を備えているかどうかは、さらなる検討を要する。

例えば、①②の株主について議決権が排除される趣旨は、株式売渡請求の相手方である相続人等の場合と同じく、大株主である当該株主が他の株主を出し抜いて投下資本の回収を図ることを防止することにあるとされるころ（上柳克郎『鴻常夫編『新版注釈会社法第三補巻』（有斐閣、一九九七年）四五頁「鴻」、そうした①②の株主だけを取り上げてみても、本件の場合とは利害状況が少なからず異なる。なぜなら、①の場合には、当該株主の請求に応じて会社による買取りを決定する以上、当該株主は会社による株式取得に同意していることになる。また、②の場合にも、会社による株式取得について当該株主との合意を要するために、①②のいずれの場合にも、相続人に対する株式売渡請求の場合のような濫用的な利用の危険（支配権奪取の危険）はないと考えられるからである。それゆえ、①②の場合の適用を考えると、積極説には特別なメリットは認められない一方、会社が取得したい株式が発行済株式総数の四分の一を超える場合は、やはり株主総会の特別決議が成立し得ないために、会社による株式の買取り・取得が不可能

になるというデメリットが、（そのような場合には是が非でも会社が株式の買取り・取得をしたいということは考えにくいから、必ずしも決定的なデメリットとは思われないものの）認められることになる。

また、積極説によれば、特例有限会社の場合と通常の株式会社の場合とで株主総会の特別決議の決議要件が異なることになる。本判決が述べるとおり、それは立法政策によるものであるとしても、問題は、従来、かかる立法政策の当否について必ずしも十分な議論が行われてきたとは言いがたいことである（ただし、福島・前掲一〇二—一〇三頁は、上記①②の場合も含めて、かかる立法政策はあながち不当ではないとする）。とりわけ相続人に対する株式売渡請求の制度に関しては、特例有限会社の場合に濫用的利用の危険があるうえに、相続人等がそれに対する対抗措置を講じるのは困難であるという状況があるのは既述のとおりである。そのような問題状況は基本的に通常の株式会社の場合にも共通すると考えられるから、立法的措置も含めて、何らかの対応が検討されてよいであろう。本件は、これらの問題を提起するものであるとも評しうる。

久保田安彦